

大阪府大手前庁舎 広告付き案内表示設置事業者募集要項

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課が行う大阪府庁舎及び大阪府新別館における広告付き案内板等の使用許可を受けて営業を行う事業者(以下「営業事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

番号	使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料	位置
ア	大阪府庁舎本館1階 大阪府中央区 大手前二丁目1-22	1階ロビー一部分 2.89㎡	一式	82,000円 (税抜き)	別図
イ	大阪府庁舎別館1階 大阪府中央区 大手前三丁目2-12	1階ロビー一部分 3.37㎡	一式	38,600円 (税抜き)	別図
ウ	大阪府新別館地下1階 大阪府中央区 大手前三丁目3-4	地下通路部分 3.37㎡	一式	77,700円 (税抜き円)	別図

※ 大阪府が設定する最低使用料以上の金額の総額の使用料(税抜き)を百円単位で記入し応募してください。

2 庁舎の案内表示

使用許可場所	設置する案内表示	寸法(最大)	位置
ア 本館1階 玄関ホール	タッチパネル式情報モニター(55インチ)併設案内板	高さ 2000mm 幅 4123mm 奥行き 702mm	別 図
イ 別館1階 玄関ホール	タッチパネル式情報モニター(55インチ)併設案内板	高さ 2000mm 幅 4813mm 奥行き 702mm	別 図
ウ 新別館 地下通路	・タッチパネル式情報モニター(55インチ)併設案内板	高さ 2000mm 幅 4813mm 奥行き 702mm	別 図

※1)ア、イ、ウ案内板には、広告枠を設けることができます。

2)本事業には、ア、イ、ウのほか、3件の案内板(広告枠なし)の表示内容更新業務が含まれています。

3)庁舎開門時間

月曜日から金曜日 午前8時15分から午後6時30分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁

(詳細は、「仕様書」参照)

3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たした者が応募することができます。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。)であること。

ア 大阪府との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由が無くて大阪府との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(5) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

(6) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(7) 直近 3 年間に於いて、タッチパネル式情報モニター併設案内板(以下「情報モニター」という。)の設置について実績があること。

4 募集条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、情報モニターを設置し使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。令和5年4月1日以降、継続して使用する場合は、当初本府が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和9年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用として使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと本府が判断した場合に限ります。

(3) 使用料等

本府が設定する最低使用料以上の価格で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

使用料は、年度ごとに大阪府の発行する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

なお、納入された使用料は、府条例に基づき原則として還付しません。

(4) 広告

設置事業者は、情報モニターに広告枠を設けた上、別途、広告主を募集し広告を表示することができます。

(5) 必要経費の負担

下記の費用は、設置事業者の負担とします。

- ア 情報モニターの設置、撤去、保守運営にかかる一切の費用
- イ 情報モニターにかかる一切の電気使用料
- ウ 情報モニターにかかる電気使用量を計測する個別メーターの設置費用

(6) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ア この募集条件及び別添「仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- イ 広告にあたっては、関係法令並びに「大阪府広告事業要綱」及び「大阪府広告事業掲載基準」を遵守し、事前に本府の承認を得た上で表示してください。
また、モニターの故障等、広告が不能となった場合において、損害の補償等を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決することとしてください。
- ウ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで安全に設置してください。
- エ 機器及び広告内容のトラブルについては、設置事業者において迅速に対応してください。

(7)使用許可の取り消し

- ア 本府が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき
- イ 上記の募集条件に違反したとき
- ウ その他不正の手段により使用許可を受けたとき
- エ 大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき

5 応募申込手続等

(1)申込受付期間

令和4年1月21日(金)から令和4年2月10日(木)

午前9時30分から午後5時00分まで

(午後12時15分から午後1時までを除く)

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付できません。

(2)申込受付場所

次項の必要書類を本要項11に記載する提出先までお持ちください。

なお、事前に電話連絡のうえお持ちください。

(3)申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
会社概要・企画内容等	様式自由	1部	本要項3(7)にかかる設置実績について記載したもの(会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの)及び行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての表示の考え方、広告の規格など仕様書の内容を満たすと判断できるもの
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様(サイズ、重量、電気容量等)がわかるもの

6 質問の受付及び回答

(1)質問の受付期間

令和4年1月21日(金)から令和4年1月28日(金)午後5時まで

(2)質問の回答日

令和4年2月3日(木)予定

(3)提出方法

質問書(大阪府所定様式:様式3)をご使用いただき、電子メールにて提出してください。

送信の際には、メール件名に「案内表示設置事業者募集に関する質問」として送信してください。

提出先: Choshakanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答は庁舎管理課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/koubojyouhou/index.html>)

7 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、本要項3に定める要件をすべて満たす事業者のうち、大阪府が設定する最低使用料以上で、かつ最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち会いのもと、くじにより決定します。

(3) 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

エ 本府が実施した公募において、申込後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

(4) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和4年2月中旬の予定です。設置事業者を決定したときは、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/koubojyouhou/index.html>)

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和4年3月8日(火)までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

《行政財産使用許可申請提出書類》

名称	様式	部数	内容
行政財産使用許可申請書	(大阪府指定様式)	1部	所定の用紙に必要な事項を記入

誓約書(暴力団関係)	(大阪府指定様式)	1部	所定の用紙に必要事項を記入
法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書		1部	発行日から3か月以内のもの
納税証明書		1部	大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 いずれも発行日から3か月以内のもの

9 設置事業者(行政財産使用許可申請者)決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者(行政財産使用許可申請者)としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合

10 その他

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置事業者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。

11 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

担当:大阪府総務部庁舎管理課(庁舎管理グループ) 鈴木

住所:大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

電話:06-6944-6079

E-mail: Choshakanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

設置までのスケジュール

- ・ 応募申込書の受付開始（令和4年1月21日）
- ・ 質問の受付開始



- ・ 質問の締切（令和4年1月28日）



- ・ 質問回答（令和4年2月3日）



- ・ 応募申込の締切（令和4年2月10日）



- ・ 設置事業者の決定（令和4年2月中旬の予定）



- ・ 使用許可申請の締切（令和4年3月8日）



- ・ 使用許可の開始（令和4年4月1日）